

高齢者等の住宅確保要配慮者の円滑な民間賃貸住宅への入居に関する意見書

本格的な人口減少・少子高齢社会を迎える中、多様な世帯が健康かつ生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことが可能となるための住まいの確保は、極めて重要な課題である。こうした中、民間賃貸住宅において、高齢者の入居が敬遠される貸し渋りが問題となっていることなどから、若年・子育て世帯や低額所得者等を含めた住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進が求められている。

平成27年に公益財団法人日本賃貸住宅管理協会が管理会社に対して実施したアンケートでは、高齢者世帯の入居に拒否感がある賃貸人の割合は70.2%、単身高齢者の入居を拒否している賃貸人の割合は8.7%に上るとの調査結果が得られている。入居を拒否する理由としては、61.5%が家賃の支払いに対する不安を、次いで56.9%が住戸内での死亡事故等に関する不安を挙げており、特に単身高齢者の場合、保証人の確保や死亡後の遺品整理などで手間がかかると感じている家主が多いとの指摘もある。また、若年・子育て世帯においては、収入の減少や教育費等の負担や住宅が狭小のため子どもをふやせない世帯が存在するなど、高齢者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居するための環境整備が喫緊の課題となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、国が創設を進めている新たな住宅セーフティネット制度について、迅速かつ着実に推進を図るなど高齢者等の住宅確保要配慮者の円滑な民間賃貸住宅への入居を促進するための取り組みを推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

宛（各 通）